

議案第 56 号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 令和 2 年度地方税制改正に伴う宝塚市市税条例等及び都市計画税条例の改正について

地方税法等の改正内容	対応する条例改正
<p><b>1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応</b> 〔令和 2 年 4 月 1 日施行〕</p> <p>所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p><b>◎ 固定資産を現に所有している者(相続人等)の申告の制度化</b></p> <p>○ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに申告</li> <li>・申告事項：現所有者の住所、氏名又は名称、所有者(故人)との関係、個人番号又は法人番号、所有者(故人)の住所及び氏名</li> </ul> <p>※条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。</p> <p>※正当な事由なくして申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p><b>◎ 固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大</b></p> <p>○ 調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする(※2)。</p> <p>※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。</p> <p>※2 令和 3 年度分以後の固定資産税について適用。</p>	<p>(議案)</p> <p>市税条例第 67 条の 3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現所有者の申告制度の手続き(申告期限、申告事項)を規定</li> </ul> <p>市税条例第 68 条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の不申告に対する過料を科す規定に現所有者の申告を加える。</li> </ul> <p>(議案)</p> <p>市税条例第 53 条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が 1 名も判明しない場合、使用者を所有者とみなして課税できる規定を追加</li> <li>・その他法律の規定に基づく条例の整備</li> </ul>

地方税法等の改正内容	対応する条例改正
------------	----------

**2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)**

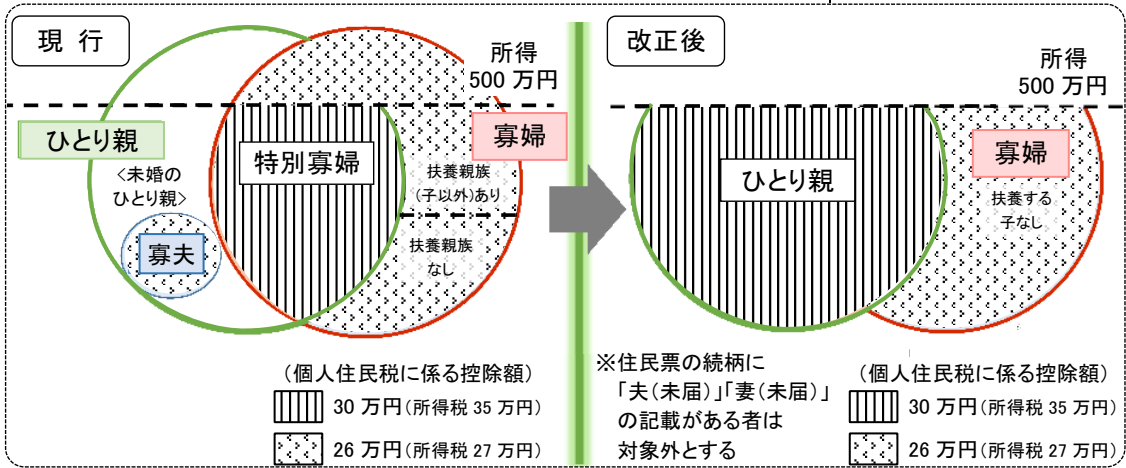
**控除の見直し等** 〔令和3年1月1日施行〕

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講ずる。

**◎ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し**

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する单身者について、同一のひとり親控除(30万円)を適用する。

(議案)  
市税条例第35条の2  
・所得控除として、寡婦・寡夫控除を寡婦・ひとり親控除に改正



**【 現 行 】**

寡婦(寡夫)控除

		配偶関係		死別		離別	
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~
本人が女性	扶養親族	有	子	30万	26万	30万	26万
			子以外	26万	26万	26万	26万
	無	26万	—	—	—		

**【 改 正 後 】**

寡婦・ひとり親控除

		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族	有	子	30万	—	30万	—	30万
			子以外	26万	—	26万	—	—
	無	26万	—	—	—	—		

寡婦控除

		配偶関係		死別		離別	
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~
本人が男性	扶養親族	有	子	26万	—	26万	—
			子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—		

		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族	有	子	30万	—	30万	—	30万
			子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—			

※表中の数字は所得控除の額  
※影面は改正部分

地方税法等の改正内容	対応する条例改正
<p><b>◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し</b></p> <p>○ 上記に伴い、現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している 18 歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し(注)、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。</p> <p>※ 人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額 135 万円以下の者 【注:地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)の改正】</p>	<p>(議案)</p> <p>市税条例第 25 条 ・寡婦・寡夫を寡婦・ひとり親に改正 市税条例の一部を改正する条例(令和元年条例第 1 号) ・単身児童扶養者を削除</p> <p>(専決)</p> <p>市税条例第 33 条の 3 の 2 市税条例第 33 条の 3 の 3 ・法律の改正に合わせた申告書の改正</p>
<p><b>3 地方法人課税</b></p> <p><b>◎ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)</b> 〔令和 2 年 4 月 1 日施行〕</p> <p>○ 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、以下の拡充措置を講じ、適用期限を 5 年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税額控除割合を現行の 3 割(法人住民税+法人税:2 割、法人事業税:1 割)から 6 割(法人住民税+法人税:4 割、法人事業税:2 割)に引き上げる。</li> <li>※ 税額控除率を、法人道府県民税は 5.7% (現行:2.9%)、法人市町村民税は 34.3% (現行:17.1%)、法人事業税は 20% (現行:10%) にそれぞれ引き上げ。</li> <li>※ 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対する寄附が対象。</li> </ul> <p><b>◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応</b> 〔令和 4 年 4 月 1 日施行〕</p> <p>○ 地方税においては、従来から各法人を納税単位としている現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人住民税法人税割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>条例改正なし</p> <p>(議案)</p> <p>市税条例第 20 条 市税条例第 20 条の 2 市税条例第 24 条 市税条例第 33 条 市税条例第 50 条 市税条例第 51 条 市税条例第 52 条 ・ 法人税法又は地方税法等の改正に伴う整備その他連結法人関係の規定の削除</p>

地方税法等の改正内容	対応する条例改正
<p><b>4 地方のたばこ税</b></p> <p><b>◎ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し</b> 〔令和2年10月1日施行〕</p> <p>○ 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ1本（重量が1g未満）を紙巻たばこ1本に換算する。 ※現行の重量比例課税方式を、令和2年10月から2回に分けて段階的に本数課税方式に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年10月1日から葉巻たばこ0.7g未満1本を紙巻きたばこ0.7本に換算</li> <li>・令和3年10月1日から葉巻たばこ1g未満1本を紙巻きたばこ1本に換算</li> </ul> <p><b>◎ 輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化</b> 〔令和2年4月1日施行〕</p> <p>○ 製造たばこの輸出や外国航路の日本の船舶や飛行機への積み込みのための売渡しの際に課税免除の適用を受けるために必要であった書類の添付を不要とする。</p>	<p>(議案)</p> <p>市税条例第89条</p> <p>・葉巻たばこの紙巻きたばこへの換算方法を追加 (令和3年10月1日からの換算は2条において改正)</p> <p>(専決)</p> <p>市税条例第91条</p>
<p><b>5 主な税負担軽減措置等</b>〔原則、令和2年4月1日施行〕</p> <p><b>◎ 固定資産税等の特例措置</b></p> <p>○ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設する。(固定資産税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣が認めたもので、ローカル5G無線局の免許を受けた者が新たに取得した一定の償却資産に対し、課税標準を3年間1/2に減額</li> </ul> <p>○ 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設する。(固定資産税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者に利用させるために農業協同組合等が取得した一定の償却資産に対し、課税標準を5年間2/3に減額</li> </ul> <p>○ 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設する。(固定資産税、都市計画税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生整備計画で定められた滞在快適性等向上区域内にある一体型滞在快適性等向上事業によって整備される一定の固定資産について、課税標準を5年間1/2に減額</li> </ul> <p>○ 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長する。(固定資産税)</p>	<p>条例改正なし</p> <p>条例改正なし</p> <p>条例改正なし</p> <p>条例改正なし</p>

地方税法等の改正内容	対応する条例改正
<p>○ 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長する。(固定資産税、不動産取得税)</p> <p><b>(わがまち特例)</b></p> <p>○ 再生可能エネルギー発電設備 (5,000kW 以上の水力発電設備) に係る課税標準の特例措置を改変する。(固定資産税)</p> <p>※適用期間：3年 特例率：7/12 (地方税法の規定 3/4 を参酌して 7/12 以上 11/12 以下の範囲内において条例で定める割合)</p> <p>○ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設する。(固定資産税、都市計画税)</p> <p>※適用期間：3年 特例率：2/3 (地方税法の規定 2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合)</p> <p>○ 特例適用期限到来による廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設を適用対象から除外する。(固定資産税)</li> <li>・ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産の特例措置を廃止する。(固定資産税、都市計画税)</li> </ul> <p><b>◎ 低未利用地の活用促進</b></p> <p>○ 保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。</p>	<p>条例改正なし</p> <p>(専決・議案) 市税条例附則第9条の2 ・ 特例率を規定</p> <p>(議案) 市税条例附則第9条の2 都市計画税条例附則第3項 ・ 特例率を規定</p> <p>(専決) 市税条例附則第9条の2 都市計画税条例附則第3項</p> <p>(議案) 市税条例附則第16条 市税条例附則第16条の2 ・ 租税特別措置法の低未利用地に係る特別控除の条文を追加引用</p>